

# 令和5年度上期放射線管理等報告書

東北電原放第 8 号

令和5年11月14日

原子力規制委員会 殿

住 所 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

氏 名 東北電力株式会社

取締役社長

社長執行役員 樋口 康二郎

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第136条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	東北電力株式会社 東通原子力発電所
	所 在 地	青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下34番4号

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度

① 放射性物質の種類別の年間放出量

\* 上期報告対象外

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)	
		平均値	最高値	平均値	最高値
排気口又は 排気監視設備	1号炉排気筒	ND	ND	ND	ND

※1 放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。

※2 排気筒における濃度は、希ガス濃度である。

なお、排気筒における濃度の検出限界値は、 $2 \times 10^{-2}$  (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下である。

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度

① 放射性物質の種類別の年間放出量

\* 上期報告対象外

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所等		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)	
		平均値	最高値	平均値	最高値
排水口又は 排水監視設備	1号炉復水器 冷却水放水口	ND	ND	放出実績なし	放出実績なし

※1 放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。

※2 放水口における濃度は、<sup>3</sup>Hを除く値である。

なお、放水口における濃度の検出限界値に相当する濃度(<sup>60</sup>Coで代表)は、  
前半の3月間平均で $1.2 \times 10^{-7}$  (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下である。

( 但し、<sup>3</sup>Hの平均放水口濃度は、前半の3月間平均で $1.1 \times 10^{-5}$  (Bq/cm<sup>3</sup>) である。 )

(3) 固体状の放射性廃棄物の保管量等

① 固体廃棄物貯蔵庫内の保管量等

\* 上期報告対象外

② その他の設備内の保管量等

\* 上期報告対象外

③ 廃棄物埋施設への年間搬出量

\* 上期報告対象外

2 使用済燃料の貯蔵量等

\* 上期報告対象外

### 3 放射線業務従事者の線量分布

#### (1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

\* 上期報告対象外

#### (2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者		線量	線量分布 (人)				
			0.1mSv 以下	0.1mSv を超え 1mSv 以下	1mSv を超え 2mSv 以下	2mSv を超え 5mSv 以下	5mSv を 超えるもの
前半の3月間 (4月～6月)	職員	5	0	0	0	0	5
	その他	4	0	0	0	0	4
	合計	9	0	0	0	0	9
後半の3月間 (7月～9月)	職員	6	0	0	0	0	6
	その他	4	0	0	0	0	4
	合計	10	0	0	0	0	10

(続き)

放射線業務従事者		線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (4月～6月)	職員		X	X	X
	その他		X	X	X
	合計		X	X	
後半の3月間 (7月～9月)	職員		X	X	X
	その他		X	X	X
	合計		X	X	

### 4 一般公衆の実効線量の評価

#### (1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

\* 上期報告対象外

#### (2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

\* 上期報告対象外

5 運転時間及び熱出力

[発電用原子炉の名称：東通原子力発電所 1号炉]

月 別 項 目	運転時間 (h)	熱 出 力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
合計	0	0	0

(参考資料)

- 排気口から放出される放射性物質（希ガス）は、評価地点までの希釈を考慮した上で「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）」の別表第 1 の第 5 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。このため、周辺監視区域外の濃度については排気口出口濃度より計算して求める。
- 排気口出口濃度より計算で求めた陸側の周辺監視区域外の空气中放射性物質濃度を参考として以下に示す。気象条件は標準気象を用いた。

最大濃度地点における地上濃度	前半の 3 月間平均値 (4 月～6 月) (Bq/cm <sup>3</sup> )	後半の 3 月間平均値 (7 月～9 月) (Bq/cm <sup>3</sup> )
	—	—

- 放水口から放出される放射性物質（<sup>3</sup>H を除く）は、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）」の別表第 1 の第 6 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。